

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	精神障害者保健福祉手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳交付事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付にあたり、精神障害者保健福祉手帳交付申請書(交付、更新、等級変更)を受理し、審査の上認定し手帳の交付を行う。 特定個人情報ファイルは、①手帳の交付申請、更新申請、障害等級の変更の申請に係る事実についての審査、交付決定②精神障害者保健福祉手帳の交付(再交付)③精神障害者保健福祉手帳の返還④精神障害者保健福祉手帳の整備⑤氏名変更、居住地変更の届出の受理に使用する。
③システムの名称	精神保健業務管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表 22項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法 第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14の項、37の項、42の項、48の項、49の項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の項、108の項、124の項、125の項、144の項、161の項、163の項 【情報照会】 ・番号法 第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 41の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	兵庫県精神保健福祉センター
②所属長の役職名	精神保健福祉センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	兵庫県精神保健福祉センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2 078-252-4980 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	兵庫県精神保健福祉センター 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2 078-252-4980

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害福祉課長 阪本 佳一	障害福祉課長 崎濱 昭彦	事後	人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 崎濱 昭彦	障害福祉課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉局障害福祉課	健康福祉部障害福祉局いのち対策室	事後	組織改編
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	いのち対策室長	事後	組織改編
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	健康福祉部障害福祉局いのち対策室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	事後	組織改編
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部障害福祉局障害福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263	健康福祉部障害福祉局いのち対策室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263	事後	組織改編
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	兵庫県知事は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の辞退を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	兵庫県知事は、精神保健福祉手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤字の修正
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉局いのち対策室	兵庫県精神保健福祉センター	事後	R2内部監査時の指摘を受けて変更
令和3年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長	精神保健福祉センター 所長	事後	R2内部監査時の指摘を受けて変更
令和3年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部障害福祉局いのち対策室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263	兵庫県精神保健福祉センター 神戸市中央区臨浜海岸通1-3-2 078-252-4980	事後	R2内部監査時の指摘を受けて変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	健康福祉部障害福祉局いのち対策室 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3263	兵庫県精神保健福祉センター 神戸市中央区臨浜海岸通1-3-2 078-252-4980	事後	R2内部監査時の指摘を受けて変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	企画県民部管理局文書課県民情報センター	総務部法務文書課(県民情報センター)	事後	組織改編
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年12月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月10日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報保護評価の再実施による変更
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	記載内容の見直し
令和5年3月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	精神保健福祉手帳ファイル	精神障害者保健福祉手帳ファイル	事後	記載内容の見直し
令和5年3月15日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	記載内容の見直し
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日時点	令和5年6月30日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月31日時点	令和5年6月30日時点	事後	時点修正
令和5年10月2日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	記載内容の変更
令和5年10月2日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年9月30日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月30日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の14の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第14条6号、7号、8号、9号、10 号、11号、 12号	番号法 第9条第1項 別表 22項	事後	法改正
令和7年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55 の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第12条1、3、4号、第20条2、6号、第21条 1、2、3号、 第22条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、第 28条1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号、 第29条、第30条、第31条4号、第42条、第 53条1、2、3号 【情報照会】 ・番号法 第9条第1項 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 第18条1、2、3号	【情報提供】 ・番号法 第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 14の項、37の項、42の項、48の項、49の 項、53の項、75の項、76の項、77の項、80の 項、108の項、124の項、125の項、144の項、 161の項、163の項 【情報照会】 ・番号法 第19条第8項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 41の項	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	-	十分である 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。	事後	様式変更
令和7年1月24日	IV リスク対策 10. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	-	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底する。	事後	様式変更